

時事新報

第二千九百三十七號
明治廿四年二月廿一日 休刊無
舊曆辛卯正月十三日 (戌寅)
日 出 午前六時三十分
月 入 午前六時三十分
日 出 午前六時三十分
月 入 午前六時三十分
日 出 午前六時三十分
月 入 午前六時三十分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價
送送料廣告料ヘノ如シ
一紙二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
〇一箇年前金六圓
〇時事新報直接ニ郵便ニテ運送スルモノニ限リ有定價ノ外ニ
四月十五日前送付申受テ
時事新報廣告料前金

一行五號	十日以上	七日以上
一行二號	十日以上	七日以上
一行一號	十日以上	七日以上

時事新報

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
時事新報配達のためには此場合は新報代價一箇月
前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
を申受可し

商安を如何せん

今の文明世界に立國の道は商賈に外ならずと雖も商賈
の繁昌するは其安全あるが爲めにして國の商安、全か
らざるに於ては商賈繁昌の望ある可らず即ち商賈の安
全不安は其國運の如何を見る可きものにして西洋諸
國などには政府の法律の如きも商賈の安全を目的と
するに勿論されども社會一般の仕組に於ても商安を謀
るの道備はらざるは亦く船舶には海上保險あり人身に
は生命保險あり家屋には火災保險あり其他職工の保險
あり奉公人の保險あり荷も財産と名可きものあれば
茲に保險の仕組あり如何なる事勢災難に遭ふも其安全
を失はざるの用意にして商安斯くの如くにして始めて
商賈の繁昌を見る可きあり我國に於ては從來政府の法
律あり社會の仕組あり商安を謀るの道、其だ備はらず
して國の爲めに要ふ可きもの少ならず我輩の毎々切
論したる所あれども維新以來法律の改正も其要は人権
を固くし私を保護するの精神にして殊に國會の開設
以此精神をして益々發達せしむるより外ならざれば議
場の議論は大に商賈の安全を謀るものある可しと豫期
したるに豈に圖らんや實際は全く反對にして我輩の希
望を空ふしたるも遺憾され彼の社會の保護金云々の
議の如き實に商安の妨害にして我輩の會て其非を論じ
たる所なれども議會の多數は何の見所ありてか遂に
之を議決し郵船會社の補助金は八十八萬圓を五十萬圓
に減じ炭礦鐵道會社の保護は全く之を廢したり斯る急
激の議決は國より實際に行はる可きに非ざれども我輩
は之を議會が商安を蔑視するものとして大に論せざる
を得ず先づ郵船會社の事に就て之を云はんは社會創立
の事情及び其契約の次第は如何なるに非ざるに社會の
り見るも抑も今の會社に如何なる落度失策あり又其株
主に如何なる罪あればと斯る不親切の議決に及びた
るか會社の事業の小規模にして日本の國力に割合し航
海業の發展せざるは第一其資本の不知意なるも又
政府の保護も唯その損失を償ふを目的として其他に及
ばざる次第なれば是れは致方なしとして社會創立以來
株の賣買を見るに其の高は非常のものにして明治十九
年三月より本年一月に至るまでの間に株式取引所に於
ては賣高は凡そ百廿萬株以上ありと云ふ賣買の頻繁な

る以て思ふ可し左れば其株主なるものは終始一定のもの
のみならず殆んど日々夜々に其變更を見るものにして
或は創立以來株券の記名を變せざるものにして内實
は他人に抵當として金の融通を謀るの類も少からず
而して其直段は時々昂低一からずと雖も明治二十二年
二三月の頃は九十圓以上の高價を顯はしたるものとさへ
あり今九十圓乃至八十圓の價を以て會社の株を買入れ
たる者又みれば抵當にして金を貸したる者は自から私
有財産の安全を信じて疑はざる最中に議會の議決が忽
ち其株式に影響して速に非常の下落を催はすと、是所
有者は夢の間に財産を奪はれたる可同様にして斯る不
安心の有様にては日本社會に商賈の望はあはる可か
らず既に昨冬右の建議の議場に出づるや會社の株は俄
に十圓方の下落を呈し總株數の上にては實に二百十五
萬圓の相違を生じたり議會の一會二百十五萬圓の相違
ありとすれば若しも今回の議決が實際に行はるゝに於
ては會社の面目は忽ち一變して株主の倒産は無論、そ
の災難は延いて商賈社會の全體に波及す可し我輩は今
日の實際に萬々々の事なきを信じて安心するものなれ
ども議會の精神に至りては商安を蔑視し國の爲めに親
切あらざるものとして大に其非を鳴らす者なり抑も國
の商賈を擴張する其道は多岐あれども今の日本の大
勢より云へば航海を獎勵するは最も其急務ありと云は
ざるを得ず然るに今日の如く全く一會社の營業に一任
し日本船の航路は國の沿岸を除くの外僅に上海に達す
るに過ぎざるの有様にては到底商權の擴張を見るの期
はある可らず議會の人々が若しも國の爲めに謀るの親
切あるに於ては何れも先づ第一に航海の業を獎勵
するの計畫を願はしけれ英國の航海が今日の隆盛
を致したるは種々の原因もあると云ふべし然るも同國
に航海法の設ありて航海の業を保護したるものありて
力ありと云はざるを得ず今や議會の人々は正に立法の
職に在るものあれば國家運末の計の爲めに航海の法を
制し大に其業を獎勵して東洋の諸港は申す迄もなく地
中海太平洋の航路をも開き國の商賈の擴張を謀るも
其本分なる可きに其計此に出でずして些々たる保護
金にまでも容れし會社を苦しめ株主を驚かし一國の商
安を動搖せしめて自から得々たるは我輩の更に感服せ
ざる所あり (以下次號)

官

朕茲ニ故内大臣正一位大勳位公爵三條實美國葬ノ件ヲ
裁可ス
御名 御聖
明治廿四年 二月十九日 内閣總理大臣伯爵齋藤有朋
勅令第十四號
内大臣正一位大勳位公爵三條實美去二月廿二日薨御アリ
〇内務省告示第五號 (日本銀行兌換) 日本銀行 發行 未詳
一日本學校生徒玩券 (日本銀行兌換) 同上 同上
一日本大關大小路曆 (同上) 同上 同上
一チモナヤ (小文ハ洋字ニシテハ漢字ニシテ) (同上)
一 (同上) 同上 同上
一大國體問屋 (同上) 同上 同上

報

一だいみくばん (同上) 同 上
右出版物ハ治安ニ妨害アリト認ムルヲ以テ其發賣頒布
ヲ禁止ス
明治廿四年 二月二十日 内務大臣伯爵齋藤有朋
〇大藏省告示第一號
龍野第九十四國立銀行ノ備明治二十四年三月二日ヲ以
テ兵庫縣下攝東郡網干町ノ内新在家村三百十八番地
支店ヲ設置ス
明治廿四年 二月二十日 大藏大臣伯爵齋藤有朋

〇第二の地租改正 特別地價修正案の或は實行せられ
ん事を懐れなく切迫の場合には寧ろ斷然第二の地
租改正論を呈出せん無漫に道理上より修正の不可を囁
らすときは恰も自家の損と云ふが故に私利を保護せん
が爲めとのみ誤解せられては迷惑あり吾々は不正當の
方法を以て修正するを拒むのみ正當の大改正は敢て辭
する所にあらずとは非修正論者殊に青森縣の論者中の
一意見ある由かれども否々不正當の修正は遂に決して
行はるべきに非ず第二の地租改正正らば或は行はれん
も知る可らずして扱その利害如何と云ふに今日の如き
統計の不完全ある場合に於ては眞に公平の改正を見る
得たるの優れるに如かず莫大の費用を投じて相替らず
不公平の改正を施すは國の爲めに計りて得策あり云
ふ可らず帝國を一家と看做して熟考するときは思、半
ばに過ぐるものあらん歎まづ兎も角も正理を保護する
を肝要なれとの仲裁もあるよし

〇函館札幌二派有志の運動 北海道にても初期の國會
に請願せんとする二派あり一を函館有志者の發企に係
る北海道議會設立、二を札幌有志者の發企に係る北海
道施設政更草請願是れなりとす元來函館地方の有志者は
北海道に自治の實施を希望し昨年來頻りに奔走計畫
する所あり若し全道にして許可なきに於ては舊函館縣
下は他地方に比して諸事進歩し敢て内地と異なる點あ
らざれば該縣のみを復興し度と望み居る際議に衆議院
議員高津仲次郎氏が北海道に地方議會設立の建議を呈
出するや同地方有志者は奮然之に賛同の意を表した
り然れども地方議會にては單に地方經濟に參與する
を得るに止まり該道に於ける最も重要にして最も困難
なる國庫の支出にかゝる事業費に向て容れざるを得ざる
を遺憾とし扱ふを北海道議會設立の請願に及びたるな
り此有志者は去る一日函館に有志大會を開き既に陳情
委員二名は上京して請願書は既に議會に於て落手され
たれば目下各議員の門を敲き其意見を陳述し奔走盡力
中あり又札幌有志者の今回の舉に出でたるは昨議院議
院算委員會に於て北海道經費中より二十四萬圓を
減少したるより斯くありては諸道の事業上にも影響を
及ぼすものあれば更に右減額高を新規事業費に移して
益々拓地殖民事業の擴張を計らんとて去日來屢々有
志會議を開き略ぼ運動の方針を一定せしもの如くあ
りしも其後如何の消息を聞かざりしが今又更に右の計
畫に自治制施行、帝國議會議員の撰出、地方議會設立な
る三項を加へ即ち北海道施設政更草請願是れあり之れに
は小樽の有志者も同意して近々陳情委員を上京せしむ
る運びに迄至りし所又々右の項中自治制施行の一箇條
を削除する旨札幌有志者より小樽へ通知したるより大
に小樽有志の感情を害し今に議論を起さざる様子なるが
早晚折合ひを付け上京するに至るならん云ふ

〇加奈陀東洋間の
ムスに書を寄せ
奈陀に到る迅速の
結びたる事并に
事に関し意見を述
て僅に三週間を費
は數月の内にある
支那に到る郵便
る代りに加奈陀を
び加奈陀太平洋
ヴァーより日本
易貨品の爲め既に
要あり而して新汽
船するを得べし又
海する時は乗客貨
なすの必要を見る
〇横須賀鐵守府所
年來屢々火災に罹
を以ての故なるべ
め此際損失地ある
省の理立地自費
の防火用小河を
承諾せざるより
〇清國近信
醇親王の靈柩 前
備は一切古例に照
て其靈柩は既に
せしめ之を擡ぐ
は數多の儀仗を
二十九日ヲ期して
置し明春吉日を
内務省の歳入經
に據れば戸部の
關銀參十萬兩を
るに際し再び
したり右現在に至
費を查照するに
論達せし文面を
を同十二月初めに
るは鹽課銀を
陝西甘肅の電報
間に電線を架し
梁道盛宣懷氏に
周冕氏をして右の
さしめ一方には電
支辨し來りしに
の府縣には其分局
めに盡力したる
し

日本總物見本
りし東京府具服本
物見本概は堅一尺
合八冊品數は凡そ
筋の調査したるも
は云へど支那向
此に品評し難し
支那の物見本
みにて世間物見本